

計画策定の趣旨(久留米市再犯防止推進計画)

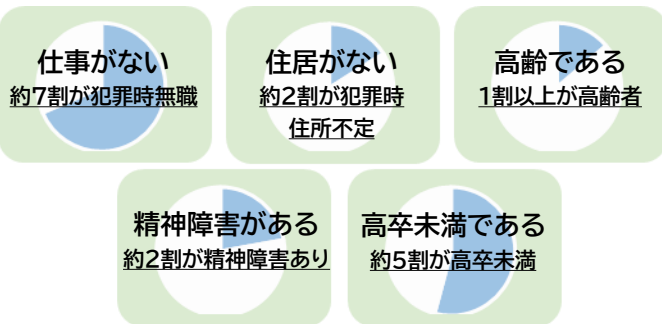
近年、犯罪の発生件数は大きく減少していますが、再犯者の割合は50%近くで高止まりしています。犯罪や非行をした人の中には、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに困難を抱える人もおり、再犯を防ぐには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援が必要です。

このようなことから、平成28年度に「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が成立、翌年には国において「再犯防止推進計画」が策定され、再犯防止は、国・地方公共団体・保護司などの民間協力者等が連携協力し、推進すべき施策に位置づけられました。

犯罪の被害者となった人への配慮はもとより、犯罪や非行の防止、犯罪や非行をした人の立ち直り支援も、誰一人取り残さない社会、誰もが役割を持てる社会の実現につながる重要な取り組みです。

市では、犯罪や非行をした人が社会で孤立することなく、再び社会を構成する一員になることを支援することで再犯を防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「くるめ支え合うプラン」と一体的に「久留米市再犯防止推進計画」を策定し、取り組みを推進します。

犯罪や非行をした人の様々な「生きづらさ」



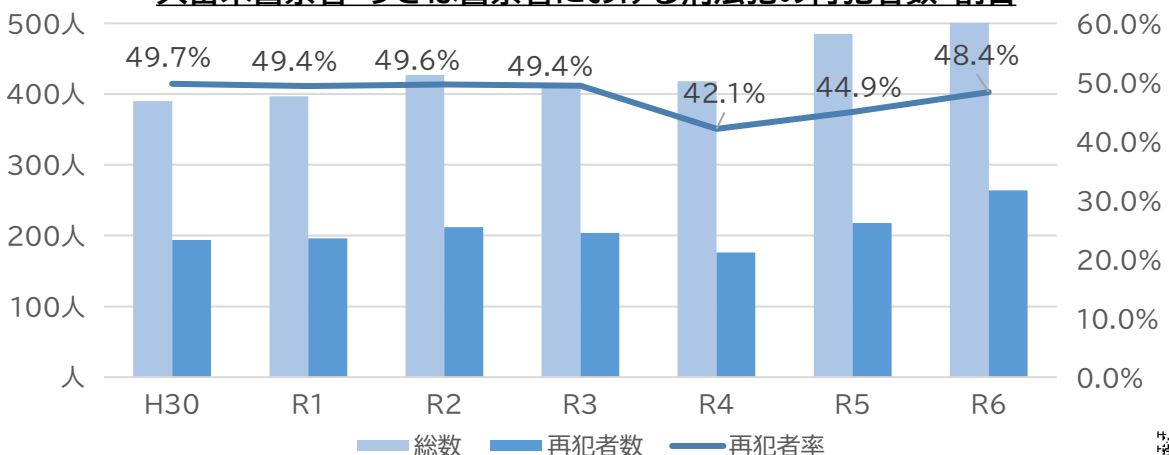
(法務省「矯正統計年報(令和6年)」より)

○各種白書・統計

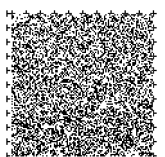
法務省ホームページには、「再犯防止」にかかる各種白書・統計データが掲載されています。



久留米警察署・うきは警察署における刑法犯の再犯者数・割合

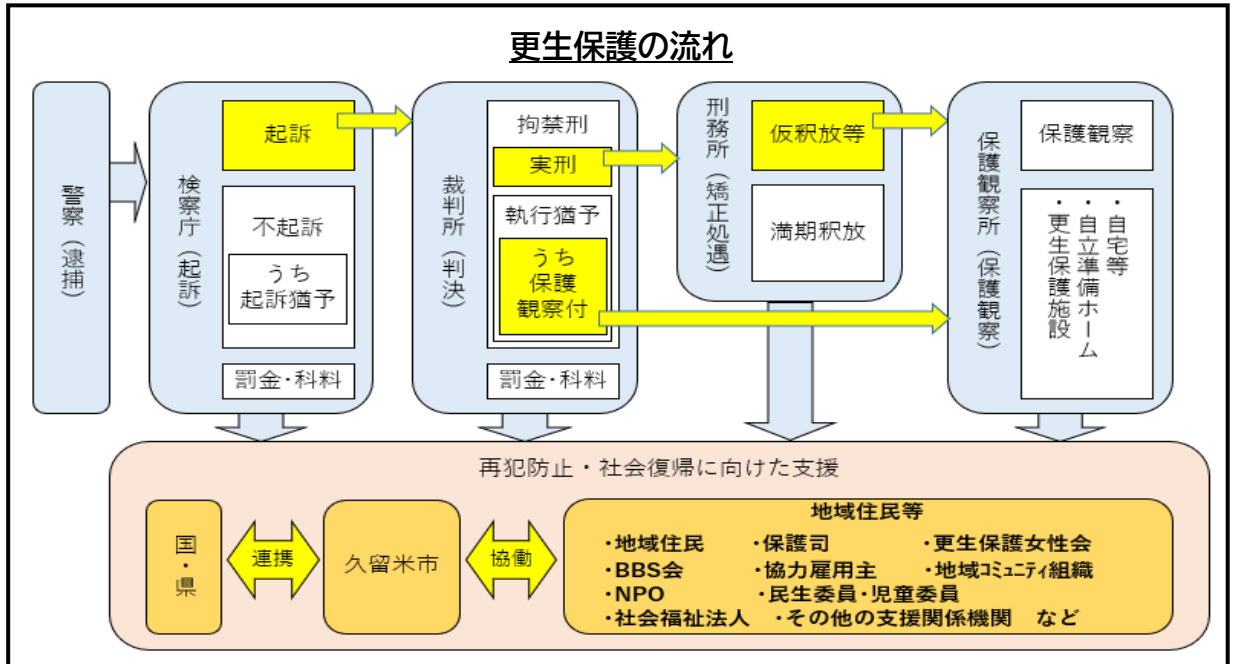


(法務省矯正局提供データを基に久留米市作成)



(1)取組みの方向性

○国や県(警察を含む)と連携、適切な役割分担のもと、更生保護に関わる人や団体などとも協働し、「くるめ支え合うプラン」に掲げる取組みを推進します。



《更生保護を支えるボランティア》

- ・犯罪をした者等の立ち直りを支援する無償の国家公務員である**保護司**
- ・青少年の健全育成を支援する女性ボランティア団体である**更生保護女性会**
- ・少年の成長を助ける青年ボランティア団体である**BBS会**
- ・過去に罪を犯したことを知った上で雇用し、立ち直りを支援する**協力雇用主**

久留米市 地域福祉課 発行
 地域福祉マガジン『グッチョ』vol11
 「手書きに込めた思い、塀を越えて」より

『グッチョ』
 へのリンク



非行や犯罪に至る要因は、境遇の影響が大きいと感じます。
 仕事、住む所、病気や障害への理解、安心できる居場所。



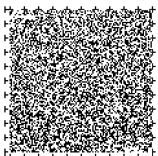
大坪 平 保護司(取材当時)

こうしたものがない状況だと、ふとしたきっかけで罪を犯しかねない。その前に誰かが気づかないと。親、教師、近所の人、そして保護司とかね。

協力雇用主の思い (ヒアリングより)

犯罪をした人の中には、なぜ踏み外したのだろうか?と思う人もいます。社会に受け皿がないと、本人はますます悪くなる。

立ち直る過程で困難を感じたとき、腹を割って話せる人がいるかどうかは大きいです。「やっぱり自分はダメなんだ」と崩れていってしまわないように、歯止めになる存在が必要です。



「立ち直りを見守り支える ～保護司の松田京子さんにインタビュー～」

(記事から抜粋)

主に15歳から18歳の保護観察となった若者たちと関わってきました。彼らに共通しているのは、家庭や学校、社会に「居場所」がなく、生きづらさを感じていることです。(中略)

再犯させないためには、地域社会の中に彼らの居場所や仕事を確保することが重要です。「ここにいてもいい」という安心感と経済的な自立が、彼らの立ち直りを支えます。

テレビ広報動画へのリンク



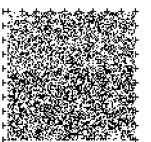
《社会を明るくする運動》

社会を明るくする運動は、毎年7月を強調月間とする、犯罪や非行のない明るい社会の実現をめざした全国的な運動です。

一人ひとりが「自分に何ができるか」を考え、参加するきっかけづくりのために、市では、保護司会、更生保護女性会、BBS会など推進委員会を組織し、運動に取り組みます。



出典：法務省「保護司、更生保護女性会、BBS会というボランティア」



(2) 被害者等への配慮

- 再犯防止の取組みは、犯罪や非行をした人が、犯罪の責任等を自覚すること、被害者等の心情を理解すること、自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるという認識を持って、推進します。
- 犯罪や非行をした人の人権を尊重しつつ、被害者等の心情にも配慮しながら、地域社会の理解と協力を得て、重層的に取組みを進めます。

【コラム:忘れてはならないのは、被害者がいること】

犯罪や非行を繰り返さないための支援は、“新たな被害者が生まれること”を防止する取組みでもあります。

犯罪の被害に遭うと、自分の意思に関係なく、今までどおりの生活が送れなくなったり、それまで自然とできていたことが突然できなくなったりすることもあります。犯罪は、被害に遭われた方やそのご家族の人生に大きな影響を与えてしまうものです。

久留米市では、再犯防止の取組みとともに、犯罪被害に遭われた方やそのご家族の相談・問い合わせに対応し、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行う総合的対応窓口を設置しています。



市ホームページ「犯罪被害に遭われた方の窓口」へのリンク

(3) 再犯防止に関係する国・県・更生保護の関係団体等の連絡先

名称	担当項目	電話番号
法務省 九州矯正管区	九州・沖縄地方の矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所)の適切な管理運営を図るための指導・監督	092-661-1137 (福岡市東区)
法務省 福岡保護観察所	保護観察官と保護司の協働による、罪を犯した人の保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等	092-761-6736 (福岡市中央区)
福岡県 地域生活定着支援センター	罪を犯した高齢者や障害者に対する福祉的支援	092-406-7895 (福岡市中央区)
福岡県久留米警察署	犯罪抑止に関すること	0942-38-0110
福岡県うきは警察署	暴力団対策に関すること	0943-76-5110
久留米保護区保護司会 久留米更生保護女性会	犯罪や非行をした人の地域での立ち直り支援	0942-35-6623

